

米軍嘉手納基地および普天間基地に起因する有機フッ素化合物(PFAS 等)汚染を隠蔽した日本政府に抗議し、県民の生命・健康・安全を守るための抜本的対策を求める意見書

2023 年 12 月、在日米軍は米軍嘉手納基地および普天間基地が有機フッ素化合物（PFAS）の汚染源であることを認め、その事実を公表しても差し支えないとの見解を日本政府に伝えていた。しかし、この事実を日本政府が独断で公表せず、県民に対し隠蔽していたことが明らかとなった。

発がん性リスクや胎児・子どもの発育への影響が国際的に指摘されている PFAS 汚染に関し、国民の生命と健康を守るべき日本政府が、汚染源の究明を妨げ、情報を沖縄県民に隠蔽したことは断じて容認できない。

2016 年 1 月、沖縄県企業局が北谷浄水場の水源である中部水源（比謝川、長田川、天願川、嘉手納井戸群）において高濃度の PFAS 等が検出されたことを公表してから 10 年以上が経過した。当初から嘉手納基地・普天間基地が汚染源である可能性が指摘されていて、県の専門家会議も「基地が汚染源」と結論付けていた。その他の基地についても因果関係が強く疑われている。

沖縄県、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会、地元自治体、本市議会は繰り返し米軍基地内への立入調査を国に要請してきた。しかし、日米地位協定により米軍が基地を排他的に管理し、日本の国内法が原則適用されないことが大きな障壁となり、基地内立入調査はいまだ実現していない。

今回、米軍自身が汚染との因果関係を認めた以上、基地への立入調査を拒否することは許されず、国は直ちに調査を実施し、米側による汚染の除去と対策費用の負担、再発防止に責任を持って取り組むべきである。

よって、本市議会は、米軍嘉手納基地および普天間基地に起因する PFAS 等汚染を隠蔽した日本政府に強く抗議するとともに、市民および県民の生命・健康・安全を守る立場から、関係機関に対し万全の対策を講じるよう、下記事項の速やかな実現を強く要請する。

記

- 一、県民の生命・健康・安全を軽視し、汚染源に関する事実を隠蔽した理由を、主権者である県民に対し明確に説明すること。
- 一、沖縄県および地元自治体による米軍基地内の立入調査を早急に実施し、米軍と日本政府の責任において基地内外の汚染を速やかに除去すること。
- 一、安心・安全な水道水の確保のため、北谷浄水場の高機能粒状活性炭の更新を含む PFAS 等の低減・除去対策に要する費用を、日米両政府の責任において全額負担すること。
- 一、環境保全と住民の安全確保の観点から、日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 一、普天間飛行場の運用停止、閉鎖・返還を含む米軍基地の整理縮小を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年（2026 年）9 月 14 日

那覇市議会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、環境大臣、厚生労働大臣
防衛大臣、内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）、沖縄県及び北方対策担当大臣